

「(仮称) 岩手久慈風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、東急不動産株式会社が、岩手県久慈市、九戸郡軽米町及び九戸郡九戸村において、最大で出力55,900kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

また、久慈市では、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）」（令和5年3月 環境省）、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」（令和2年3月 環境省）等を参考に、令和6年3月に陸上風力発電のゾーニングマップを作成し、環境保全を優先する「保全エリア」、環境影響等の観点から調整が必要な「調整エリア」及び、陸上風力発電の導入に当たって一定の事業可能性を有することが見込まれる「促進エリア」を設定し、促進エリアにおいても保全への配慮、必要に応じた調査及び措置等についても整理している。本事業の風力発電設備の多くは促進エリアに位置し、その他のエリアに位置する風力発電設備についても、エリアの配慮項目を確認し計画している。

対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による多くの風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。

本事業については、事業計画を検討するにあたり、対象事業実施区域の面積を縮減するなど一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、本事業の実施により、工事用資材の搬出入に伴う騒音が最大で19dB、建設機械の稼働に伴う騒音が最大で24dB増加する予測結果となっている。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、ノスリ等の猛禽類、オオハクチョウ等の主要な渡り経路となっている可能性がある。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたトチノキ・サワグルミ群落等の植生及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林が存在する。

くわえて、対象事業実施区域及びその周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中等である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し、より一層丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(2) 累積的な影響

対象事業実施区域及びその周辺においては、他事業による風力発電所が環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。このため、環境影響評価手続中等の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、本事業の実施により、工事中においては、工事用資材等の搬出入に伴う騒音は最大で19dB、建設機械の稼働に伴う騒音は最大で24dBの増加と、それぞれ参考とした環境基準等を超過し、いずれも現況より騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、工事の実施及び建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 土地の改変に伴う水環境に対する影響

本事業では、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変が行われるものとなっているほか、本事業の実施に伴い発生する残土については、対象事業実施区域内の谷部の残土置場に盛土する計画となっていることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。また、切土及び盛土の量の残土予定量に比べて、残土置場処理可能量の合計が数十倍になっている。

このため、風力発電設備等の設置に関し、ブレードの仮置き場所に係る位置及び撤去可能な仮設工作物の活用を含めた風力発電設備据付等の工法、作業ヤード形状等の工夫並びに風力発電設備配置も含めた事業計画を再度見直し、切土量及び盛土量を可能な限

り抑制すること。やむを得ず発生する残土についても、対象事業実施区域内への残土置場の設置による処分を優先せず、再利用を図ることを最優先に検討すること。くわえて、今後の土工事の見直しや土運搬計画等を精査し、残土置場の配置を選定する過程において、残土置場の設置数、面積及び容量の縮減に努め、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境、動植物等への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているイヌワシ、クマタカその他、ハチクマ、ノスリの生息が確認されており、イヌワシ、クマタカ、ハチクマ、ノスリについては繁殖行動が、イヌワシについては風力発電設備の周辺で採餌行動が確認されている。クマタカについては、対象事業実施区域の周辺で複数の営巣地が存在し、飛翔、旋回、ディスプレイ等の行動が確認され、とりわけ、No. 1、No. 2、No. 11、No. 12、No. 13は高利用域付近に位置している。また、対象事業実施区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類並びにマガン及びオオハクチョウの渡り経路となっている。

これらのことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類等への重大な影響が懸念されるため、本事業の実施による鳥類等への影響を回避又は極力低減する観点から、専門家等からの助言を踏まえ、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り期の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において、植生自然度が高いとされたトチノキ-サワグルミ群落及びハルニレ群落等の植生並びに森林法に基づき指定された保安林が存在し、とりわけトチノキ-サワグルミ群落の改変率は約2割となっていることから、改変面積の更なる縮小又はヤード形状の見直しを検討し、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。